

転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）

○受付後に転出証明書を郵送しますので、転入手続きの際に必ずお持ちください。（特例転出を除く）

○国民健康保険・介護保険・児童手当など、別途手続きが必要になる場合があります。各担当課へお問い合わせください。

（あて先） 江別市長

令和 年 月 日

届出人	住所			
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 生
	氏名 (自署又は記名)		電話番号	自宅・携帯電話・勤務先・その他()

転出証明書	転出年月日	令和 年 月 日 転出（予定）			
	今までの住所	江別市		今までの世帯主氏名	
	新しい住所			新しい世帯主氏名	
	転出する方の氏名 ※届出人も転出する場合はお忘れなくご記入ください。	フリガナ	性別	続柄	個人番号カードの有無
		氏名 大・昭・平・令 . . . 生	男・女		有・無
		フリガナ	性別	続柄	個人番号カードの有無
		氏名 大・昭・平・令 . . . 生	男・女		有・無
		フリガナ	性別	続柄	個人番号カードの有無
		氏名 大・昭・平・令 . . . 生	男・女		有・無
	フリガナ	性別	続柄	個人番号カードの有無	
氏名 大・昭・平・令 . . . 生	男・女		有・無		

個人番号カードをお持ちの方もしくは個人番号カードをお持ちの方と一緒に転出される同一世帯員の方

【特例転出】ができます

特例転出 希望する・希望しない

○ 特例転出を希望された場合、転出証明書は発行いたしません。転入手続の際に個人番号カードを転入届書に添付することで手続きが可能です。（手続きの際は暗証番号が必要です。）

なお、転出の処理が完了しましたら、お電話にてお知らせしますので、必ず連絡先を記載してください。

○ 転入手続は、転出予定日から30日以内、又は転入した日から14日以内のいずれか早い日までに行ってください。その日を過ぎると当該カードでの転入ができなくなり、あらたに江別市から「転出証明書（に準ずる証明書）」の交付を受ける必要がありますので、ご注意ください。

市役所に送るもの	①この請求書
	②返信用封筒（住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの）
	※普通郵便以外の場合はその料金分の切手を貼付し、種別（「速達」「簡易書留」等）も明記してください。
交付手数料 無料	※個人番号カードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
	③届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証、個人番号カード、パスポート、資格確認書等）
	※資格確認書のコピーは、記号・番号等をマスキングしたものを同封してください。
	※特例転出の場合は、個人番号カード（写真面）を同封してください。

【注意事項】

※返送先は、届出人宛となります。

※転出証明書がお手元に届くまでに、7日以上かかる場合があります。日数に余裕を持って請求してください。

※個人番号カードを申請中の場合は江別市で受け取ることができません。新住所地で改めてご申請ください。

◆送付先・お問い合わせ先 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 戸籍住民課 TEL011-381-1020